

# 八戸地域広域市町村圏事務組合事務局

## 障害者活躍推進計画

八戸地域広域市町村圏事務組合事務局

# 1 計画内容

## (1) 計画期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日の5年間とする。

## (2) 課題

当事務組合事務局は、現在常時勤務する職員が40人未満であることから、法定雇用率を達成するために雇用すべき障がい者数は0人だが、今後常時勤務する職員が40人以上となった場合には、法定雇用率の達成に必要な人数の障がいのある職員を配置しなければならない。

## (3) 目標

不本意な離職者を極力生じさせない。

## (4) 取組内容

### ①障がいのある職員の活躍を推進する体制整備

- 障害者雇用推進者として「総務部人事課長」を選任する。
- 障害者職業生活相談員を総務部人事課内に配置する。
- 障がいのある職員の相談窓口を「人事課人事研修グループ」とする。
- 障害者職業生活相談員の人事異動を想定し、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を定期的に受講する。
- 障がいのある職員が配属されている部署に、必要に応じて支援担当を担う職員を指名し、障がいのある職員の希望や意見等に対応するとともに、定期的に障害者職業生活相談員と情報交換を行い、就労状況等について把握する。
- 障がいのある職員が配属されている部署の職員を中心に、労働局が開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の受講案内を行い、参加を募る。
- 八戸市が実施する研修会等に積極的に参加し、職員の障がい者に対する理解の促進に努める。

### ②障がいのある職員の活躍の基本となる職務の選定・創出

- 各部署に、障がいのある職員が実施可能な業務を照会し、その内容を整理した上で、会計年度任用職員の採用に当たってのマッチングの参考とする。
- 必要に応じて、障がいのある職員に対しアンケート調査や面談を行い、実施可能な業務を確認することにより、業務の適切なマッチングができているのかの点検を行う。
- 障がいのある職員から、従来の業務遂行が困難となるなどの相談が、障害者職業生活相談員にあった場合は、負担なく遂行できる業務の選定、創出について検討する。

### ③障がいのある職員の活躍を推進するための環境整備・人事管理

- 障がいのある職員に対する必要な配慮等の有無を把握するとともに、その結果を踏まえて、ハード・ソフトの両面から必要な措置を検討し対応する。

- 措置を講じるに当たっては、障がいのある職員の要望を踏まえつつも、所属部署が過度な負担にならない範囲で適切に実施する。
- 柔軟な働き方やワーク・ライフ・バランスを推進するため、テレワークの導入を検討するとともに、年次休暇の取得など各種休暇制度の利用を促進する。
- ハローワーク又は障がい者関係団体と、必要に応じ意見交換を行い、障がいのある職員の職場定着に必要な助言等を受ける。

## 2 計画の変更及び取組状況の公表について

本計画を変更した場合は、遅延なく職員に周知するとともに、公表することとする。  
また、本計画に基づく取組の実施状況は、年1回公表することとする。